

岩手県告示第856号

平成24年11月30日付け岩手県報第11224号登載保安林の指定施業要件の変更（平成24年岩手県告示第806号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成24年12月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 久慈市小久慈町第65地割21の1、21の2、22の1から22の5まで、23の25、23の36、23の43

(2) 所在が不明である通知の相手方 櫛桁善兵衛、小倉勇之助、杉野森太郎、和井内兼吉、馬場由五郎、佐々木富男、斎藤秀子

2 通知の内容を掲示した場所 久慈市役所